

令和 2 年第 2 回小城市議会臨時会提案理由  
(令和 2 年 7 月 10 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 2 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 66 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 1 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 259 億 8,269 万 3 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る費用について計上するものです。

第 3 款 民生費では、「ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業」でございますが、子育てに対する負担の増加や、収入が減少したひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給するものでございます。

第 4 款 衛生費では、「新型インフルエンザ等対策事

業」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれながら医療体制を維持されている小城市内の医療機関に対し、マスク等の感染予防用品を提供するものでございます。

第 10 款 教育費では、「スクール・サポート・スタッフ配置事業」でございますが、新型コロナウイルス感染症対策による教師の業務負担を軽減するために各学校に 1 名のスクール・サポート・スタッフを配置するものでございます。

その他につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための需用費や備品購入費などを計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国県支出金、諸収入を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、報告第 7 号 専決処分の報告についてでございますが、令和元年 10 月 22 日、相手方が林道を歩行中、グレーチング蓋が破損していたため、足を落とし右足膝部を負傷したもので、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 2 年 6 月 25 日付けで専決処分をしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでござ

います。

次に、報告第8号 専決処分の報告についてでございますが、令和2年5月11日、市が所有する公用車が里道を走行中、相手方の店舗外壁に取付けられている給湯器のパイプを損傷させたもので、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和2年7月1日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。